

家具等転倒防止器具取付事業 申請フロー

地震でけがをする原因は、約半数以上が家具類の転倒・落下・移動によるものです。いざという時に命を守るため、家具の置いてある場所を見直して、倒れないよう固定しましょう。市では、高齢の方や障害のある方など、地震発生時に配慮が必要な世帯に対して、家具転倒防止器具の取付けを行います。

①対象になる世帯か確認する。

補助は、以下の世帯が対象になります。1世帯につき4点の家具まで市が無料で取付けいたします。※申請は、対象世帯1回までです。

対象	添付書類
①65歳以上の高齢者のみの世帯	なし（市で世帯状況を確認します。）
②介護保険の要介護、又は要支援の認定者がいる世帯	介護保険被保険者証の写し
③障害者等のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証を所持している者がいる世帯）	交付を受けている手帳の写し
④その他上記に準ずる世帯	上記に準ずることを証明する書類の写し

②申請書を提出する。

2週間程度

犬山市役所 防災交通課(3階)、または、各出張所にて申請してください。申請書(様式1)は上記の提出先にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

③市から、決定通知書が送られてくる。

2週間程度

決定通知書に記載された、市指定委託業者から電話にて連絡があります。都合の良い日程を決め、調査を受けてください。

④市が指定した委託業者が調査する。

1カ月程度

当日は、決定通知書に記載された委託業者が申請者の自宅を訪問し、適した器具や施工方法を、ご案内します。業者が作成した調査票(様式5)を確認後、取付依頼書(様式4)に記入し提出してください。

⑤市が指定した委託業者が施工する。

取付器具の準備が出来次第、調査をした委託業者から電話にて連絡があります。都合の良い日程を決め、施工を受けてください。取付が完了したら、完了報告書(様式6)に記入し、提出してください。